

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B局における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年10月1日まで
昭和45年4月1日にA社B局に臨時雇用員として採用され、その後職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C法人D部(A社に係る人事記録を保管)から提出された申立人に係る履歴書の写し、申立人が提出した臨時雇用員就労カードにより、申立人は申立期間についてA社B局の臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

また、C法人D部は、「A社は、臨時雇用員等に対して、昭和38年10月1日以降に厚生年金保険加入を制度化していた。」と回答している。

さらに、申立人が同期入社であったとして氏名を挙げた同僚は、A社B局において昭和45年4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる上、前記同僚の健康保険被保険者番号の前後各20人ずつのうち、申立人と同期入社(申立人と同学年)と思われる男性被保険者は前記同僚を含めて10人確認できるが、そのうち7人が同日において厚生年金保険に加入しているほか、残りの3人も同年7月までには加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録及び申立人のA社B局における履歴書記載の給与日額等に係る記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成5年4月から同年10月までは17万円、同年11月から6年10月までは19万円及び同年11月から8年4月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から8年5月1日まで

平成5年3月から8年4月末までA社で運賃計算事務担当者として勤務（厚生年金保険は平成5年4月から加入）し、給与（総支給額）は平成5年4月から同年10月までは17万円、同年11月から8年4月までは19万円であったにもかかわらず、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は、5年4月から6年9月までは11万8,000円、同年10月から8年4月までは12万6,000円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している日記帳には、i) 平成5年4月20日欄に「A社初給料17万円」と記載されていること、ii) 同年11月22日欄に「昇給19万円」と記載されていること、iii) 7年1月及び同年2月の給与のひかえ欄に「給料19万円、厚生年金保険料額1万3,775円」の記載されているほか、申立人のA社に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額（6,500円）から、申立期間のうち、7年11月から8年4月までの申立人の給与月額が19万5,000円相当とみられることから、申立人に対しては、申立てのとおりA社から給与が支払われていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に関し、同僚（経理担

当者)が「給与総支給額を基に標準報酬月額を算出(標準報酬月額は毎月異なる。)し、保険料を控除していた。保険料率については、事業主の指示により、申立期間当時は1000分の145に固定して計算していたと思う。」と供述しているところ、i)申立人の所持する日記帳記載の平成7年1月及び同年2月の厚生年金保険料は1万3,775円であり、これは上記供述の計算方法による算出と一致すること、ii)上記同僚はA社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の控え(6人分)を保管しており、これを検証したところ、控除された厚生年金保険料は上記供述の計算方法による算出と一致することから、当時、A社では、供述どおりの厚生年金保険料の控除が行われていたと考えられることから、申立人の控除されていた厚生年金保険料は、平成5年4月から同年10月までは1万2,325円、同年11月から8年4月までは1万3,775円であったと推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までは17万円、同年11月から6年10月までは19万円及び同年11月から8年4月までは17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成16年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり現在は休業状態であり、これを確認することはできないが、申立人の所持する日記帳等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記載されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、日記帳等において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から50年5月まで
長女を出産した昭和45年*月頃、父が加入手続を行い、保険料も両親と一緒に納付組織で納付していた。申立期間について、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「長女を出産した昭和45年*月頃、父がA市役所で加入手続を行い、保険料も両親と一緒に納付組織で納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和50年6月にA市において払い出されていることが確認でき、申立期間のうち昭和45年5月から50年3月までの期間については、国民年金の任意加入期間となることから、制度上、遡って加入手続を行い、保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立期間の前後を通じて継続してA市に居住しているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る加入手続等に直接関与していないほか、加入手続等を行ってくれたとする両親や納付組織の集金担当者は既に死亡しているため、加入手続やその後の保険料納付の状況について確認することができない。

加えて、申立人は現在年金手帳を所持していないが、記憶では年金手帳はオレンジ色（昭和49年11月以降使用）であったと供述しており、昭和

45年*月頃（この時期の国民年金手帳はベージュ色かカーキ色）に国民年金への加入手続を行ったとする申立人の主張と矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月から 41 年 7 月 13 日まで
② 昭和 43 年 8 月から同年 9 月 2 日まで
③ 昭和 45 年 12 月 30 日から 47 年 7 月頃まで
④ 昭和 58 年 7 月 4 日から 60 年 6 月頃まで

申立期間①を含む昭和 40 年 12 月から 42 年 7 月 22 日まではA社に、申立期間②を含む 43 年 8 月から 45 年 12 月 29 日まではB社に、申立期間③を含む同年 5 月 1 日から 47 年 7 月頃までC社に勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間④についてはD社に勤務していたが、受け取っていた給与額に比べ、標準報酬月額が低額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述により、申立人が昭和 40 年 12 月からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 9 人に照会したが、回答のあった同僚 2 人が記憶している自らの入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日には約 6 か月の相違が見られる上、当時の事務担当者も、「少なくとも 3 か月は試用期間があった。」と供述していることから、当時、A社においては、従業員を採用して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人も、入社後すぐに厚生年金保険への加入はなかったと思うと供述している。

さらに、A社は、昭和52年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の人事関係資料も無いことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人と同時期にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したが、回答のあった同僚4人のうち、「申立人を知っている。」と回答のあった1人も、申立人が勤務した期間までは記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

また、B社は、平成14年10月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も所在不明のため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人と同時期にC社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人に照会したが、回答のあった同僚1人は、当時の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人のC社における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和46年1月7日に被保険者証が返納された記録となっており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、C社は、昭和47年8月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も所在不明のため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 4 このほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間④について、申立人は、D社に、夜間勤務専門の従業員として勤務し、毎月22万から24万円程度の給与を受け取っており、当該期間の標準報酬月額（資格取得時は11万円、昭和59年7月から同年9月は18万円、同年10月から60年6月は17万円）は、低額となっていると申し立てている。

しかし、D社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得時における標準報酬月額が11万円と届け出られていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人と同時期にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚12人の標準報酬月額の推移を確認したが、申立期間④において、申立人の標準報酬月額を上回っている同僚はいないことから、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額とは言えない。

さらに、申立人と同時期にD社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人に照会したところ、そのうち1人から、「所持していた昭和62年の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額について年金事務所で確認したところ、届出された標準報酬月額に基づく保険料と一致していることが確認できた。」との供述が得られたことから、D社では届出た標準報酬月額に基づき適正に保険料の控除が行われていたものと推認できる。

なお、D社から提出された申立人に係る昭和62年分給与所得源泉徴収票においても、記載されている社会保険料控除額は、給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく控除額及び届出された標準報酬月額に基づく控除額と概ね一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間④において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月 15 日に中学校を卒業した後、同年 4 月 1 日から A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 10 月 1 日からとなっているので、同年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、A 社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日は、「昭和 34 年 10 月 1 日」となっており、手帳記号番号払出簿及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人が昭和 34 年 4 月 1 日に一緒に入社したと供述している同僚（1 人）も健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿とも、申立人と同様に同年 10 月 1 日資格取得となっている。

さらに、A 社の現在の社会保険事務担当者は、「時期は特定できないが、当社では、3 か月から 6 か月くらいまでの試用期間を設けている時期があったようだ。」と回答しているほか、申立期間以前から現在まで勤務している同僚 1 人は、「入社して 11 か月くらい見習期間があり、見習期間終了後、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

加えて、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持していないほか、申立期

間当時のA社の取締役等は、いずれも故人で、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認できないなど、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。